

地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部
エネルギー・環境・地質研究所告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和8年9月11日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構
理事長 小 高 咲

1 入札に付す事項

（1）契約の目的の名称及び数量

物品の購入「デジタルマイクロスコープ 一式」

（2）契約の目的の仕様等

入札説明書及び要求仕様書による。

（3）納入期限

令和8年11月30日（月）

（4）納入場所

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

産業技術環境研究本部 エネルギー・環境・地質研究所本館1階 自然環境部分析室

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（1）地方自治法施行令第167条の4第1項各号の規定に該当しないこと

（2）地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を除外されていないこと

（3）次に掲げる税を滞納している者でないこと

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）

イ 本店が所在する都府県税の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）

ウ 消費税及び地方消費税

（4）次に掲げる届出の義務を履行していること（当該届出の義務がない場合を除く。）

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出

イ 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

ウ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

（5）令和8年9月1日現在において、引き続き1年以上その事業を営んでいること

（6）北海道及び地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと

（7）暴力団関係事業者等であることにより、北海道及び道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと

（8）要求仕様書の要件等を満たしていることを証明した者であること

（9）迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制を整備されていることを証明した者であること

なお、令和7年北海道告示第506号に規定する物品の購入の資格を有している者は、上記（3）～（5）の入札参加審査に係る添付書類を免除することとする。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからエまでに定めるところにより、2 の (3) ～ (5) 及び (8) に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期

令和 8 年 9 月 11 日（金）から令和 8 年 9 月 24 日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日 9 時から 17 時まで

イ 申請の方法

申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先

郵便番号 060-0819 札幌市北区北 19 条西 12 丁目

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部

エネルギー・環境・地質研究所 総務部総務課

電話番号 011-747-3528

エ 申請書の提出方法

持参又は送付とする。

ただし、送付の場合は、令和 8 年 9 月 24 日（木）17 時必着とし、期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市北区北 19 条西 12 丁目

地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部

エネルギー・環境・地質研究所 総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市北区北 19 条西 12 丁目

地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部

エネルギー・環境・地質研究所 南館 1 階 小会議室 1

(2) 入札日時 令和 8 年 10 月 1 日（木）13 時 30 分

(3) 開札場所 (1) に同じ。

(4) 開札日時 (2) に同じ。

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の 100 分の 5 に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除等は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則（平成 22 年 4 月 1 日規程第 48 号。以下、「取扱規則」という。）第 9 条の定めるところによる。

7 契約保証金

- (1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。
- (2) 契約保証金の納付の免除等は、取扱規則第 37 条の定めるところによる。

8 入札説明書等の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ
- (2) 交付方法 ア (1)の場所で交付する。
イ 次のホームページでダウンロードにより交付する。
「地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部
エネルギー・環境・地質研究所のホームページ」
(<https://www.hro.or.jp/industrial/research/eeg/bid.html>)

9 送付による入札の可否

認めない。

10 電子入札の可否

行わない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第 15 条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 落札者の決定方法

取扱規則第 19 条に規定する場合を除き、取扱規則第 10 条第 1 項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

(3) 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道又は道総研が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(5) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構 産業技術環境研究本部
エネルギー・環境・地質研究所 総務部総務課

イ 所在地 郵便番号 060-0819 札幌市北区北 19 条西 12 丁目
電話番号 011-747-3528

(6) 前金払はしない。

(7) 概算払はしない。

(8) 部分払はしない。

(9) 入札回数

取扱規則第 16 条に基づく再度入札の回数は、1 回までとする。

(10) 初度の入札において、入札者が 1 人の場合であっても、入札を執行する。

(11) この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(12) この入札の執行は、公開する。

(13) 詳細は、入札説明書による。

なお、競争入札心得は、契約条項を示す場所において交付する。また、地方独立行政法人北海道立総合研究機構産業技術環境研究本部エネルギー・環境・地質研究所のホームページ(<https://www.hro.or.jp/industrial/research/eeg/bid.html>)においてダウンロードすることができる。